

国民健康保険料の軽減制度

国民健康保険加入世帯で、総所得金額の世帯合計が一定基準より低い場合「均等割」・「平等割」の軽減を受けることができます。

◆軽減の基準◆

- 7割軽減 世帯の合計基準所得が、33万円以下
- 5割軽減 世帯の合計基準所得が、33万円+24万5千円×被保険者数（世帯主を除く）以下
- 2割軽減 世帯の合計基準所得が、33万円+35万円×被保険者数以下

■軽減世帯の限度額表（総所得金額の世帯合計）

| | | 被保険者の数 | | | | |
|-----|------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 |
| 軽減率 | 2割軽減 | 68万円以下 | 103万円以下 | 138万円以下 | 173万円以下 | 208万円以下 |
| | 5割軽減 | | 57.5万円以下 | 82万円以下 | 106.5万円以下 | 131万円以下 |
| | 7割軽減 | 33万円以下 | | | | |
| | | 被保険者の数 | | | | |
| | | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 |
| 軽減率 | 2割軽減 | 243万円以下 | 278万円以下 | 313万円以下 | 348万円以下 | 383万円以下 |
| | 5割軽減 | 155.5万円以下 | 180万円以下 | 204.5万円以下 | 229万円以下 | 253.5万円以下 |
| | 7割軽減 | 33万円以下 | | | | |

◇5割・7割軽減は、総所得金額の世帯合計により軽減されます。

ただし、2割軽減※を受けるためには、申請が必要です。

◇被保険者均等割額の減額を行うか否かは、世帯主(国民健康保険に加入・非加入を問いません。)およびその世帯に属する被保険者全員の「総所得金額等の合算額」により判断しますので、収入状況が不明な人がいる世帯については減額できません。このため、平成17年中に収入が全くなかった人や、障害もしくは死亡を支給理由とする年金、恩給、老齢福祉年金を受給している等の非課税所得だけの人についても、「市民税・県民税申告書」または「国民健康保険所得申告について」が届いた場合は、提出してください。

※2割軽減を受けるためには…

- ◆世帯主による申請が必要です。
- ◆17年中の国民健康保険加入世帯の加入者全員の所得合計が33万円+(35万円×被保険者の人数)以下であること。
- ただし、本年中の所得が大幅に増加すると予想される場合は軽減しません。
(毎年2割軽減基準額より高額な所得があるが、今年だけ2割軽減に該当するような場合)
- 該当すると思われる方へ「保険料の減額申請書(2割軽減)」を送付します。(6月下旬送付予定)
期限 **(7月15日)** までに必ず申請書を提出してください。期限を過ぎると申請しても軽減が受けられません。
- 既に、7割・5割軽減に該当している方は2割軽減は該当しません。

問い合わせ先 北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 FAX72-3334